

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

### 開放機器使用許可申請書

沖縄県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
 商号又は名称  
 職名及び氏名  
 電話番号  
 使用者氏名  
 使用者電話番号

次の通り開放機器の使用を申請します。使用にあたっては貴所の定めた「沖縄県工業技術センター開放機器使用実施要領」を理解し、貴所の職員の指示に従います。

裏面の「使用上の遵守事項」（第7条関連）を読み、理解しました。（チェックしてください）

使用目的	<input type="checkbox"/> 基礎研究 <input type="checkbox"/> 新製品開発 <input type="checkbox"/> 試作品製造 <input type="checkbox"/> 製品の改良・改善 <input type="checkbox"/> 品質管理 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
開放機器の名称	月 日	使用時間	時間数	単価	金額	備考
	月 日	時 分から	時間	円	円	
	月 日	時 分まで				
	月 日	時 分から	時間	円	円	
	月 日	時 分まで				
	月 日	時 分から	時間	円	円	
	月 日	時 分まで				
	月 日	時 分から	時間	円	円	
	月 日	時 分まで				
計					円	
備考（上記備考欄に入らない場合等にご利用下さい）						

- ・インボイスの発行は申請書受付から数日後となります。受け渡しは窓口で行いますので受付窓口でお申し付け下さい。
- ・郵送を希望される方は、住所、氏名を記載し切手を貼った返信用封筒を申請書に添えてご提出ください。

各班長	担当者

第1号様式（第3条関係）

県 証 紙 貼 付 欄			
こちらから、順番に 証紙を貼付下さい	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20

（開放機器使用上の遵守事項）

- （1）あらかじめその開放機器の使用に熟達した者を選任し、使用に当たらせること。
- （2）開放機器使用のため入室または退室する場合は、担当者へ連絡すること。また、必要性があって、他の研究棟・実験棟へ入室する場合は、あらかじめ担当者の許可を得ること。
- （3）開放機器使用時は、使用者は所定の「名札」を見やすい位置に掲示すること。終了時は速やかに担当者の指示する場所へ返却すること。
- （4）入退所及び名札の使用について、所定の帳簿に記入すること。
- （5）特に定める工具及び器具以外については、持参すること。
- （6）開放機器は原則として1人で同時に2台以上を使用しないこと。
- （7）恒常的に生産設備として使用しないこと。
- （8）開放機器の使用中に故障その他の異常を発見したときは、速やかにセンター担当者に連絡し、その指示を受けること。
- （9）材料持込みは、当日の開放機器の使用に必要なもののみとし、使用者の責任においてこれを管理すること。
- （10）開放機器使用終了後は、作業環境を整備し、センターの担当者に連絡の上点検を受けること。
- （11）使用者が持ち込んだ材料等から発生した廃棄物は、使用者が撤去すること。
- （12）その他、上記以外の事由があった場合も、安全の確保、設備の保守に徹すること。